

○御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度実施要綱

(令和3年1月27日告示第7号)

(趣旨)

第1条 この告示は、若者が御前崎市へ戻り、地域経済の担い手となる人材確保を推進するため、若者と企業が相互に交流し、地域企業の雇用へとつながるよう取り組む御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度(以下「プロジェクト制度」という。)の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(大学院を除く。)、短期大学、高等専門学校及び専修学校(修業年限2年以上の専門課程に限る。)をいう。ただし、通信制による場合を除くものとする。
- (2) 賛同事業者 第6条の登録を受けたものをいう。

(対象者)

第3条 御前崎市へ戻り、就職することを目的として、プロジェクト制度へ参加できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に登録されている者であること。
 - (2) 年齢が満22歳以下であること。
 - (3) 大学等へ進学し、卒業後、御前崎市へ戻り御前崎市、掛川市、菊川市又は牧之原市の事業者に就職する意向がある者であること。
 - (4) 本人及び同一世帯に居住する者が、市税等について滞納していないものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が対象と認めた場合は、この限りでない。

(対象者の登録)

第4条 プロジェクト制度へ参加しようとする者(以下「申込者」という。)は、御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度対象者登録申請書(様式第1号。以下「対象者登録申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、大学等へ進学した年の6月末日までに登録を申請するものとする。

- (1) 住民票の写し
 - (2) 進学先の入学又は入学予定を証明する書類の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合においては、その内容を審査し、プロジェクト制度への登録の可否を決定したときは、御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度対象者登録決定通知書(様式第2号)又は御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度対象者不登録決定通知書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。

(対象事業者)

第5条 御前崎市の若者を積極的に雇用することを目的として、プロジェクト制度へ参加できる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者若しくは市長が認める法人若しくは団体、日本国政府、独立行政法人又は地方公共団体であること。
- (2) 御前崎市、掛川市、菊川市又は牧之原市に事業所を有する事業者であること。
- (3) 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が御前崎市暴力団排除条例(平成24年御前崎市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (4) プロジェクト制度の取組に積極的に取り組む意思がある事業者であること。

(賛同事業者の登録等)

第6条 事業者が、プロジェクト制度へ参加する場合は、あらかじめ賛同事業者としての市の登録を受けるものとする。

2 賛同事業者に登録しようとする事業者(以下「申込事業者」という。)は、次に掲げる書類に必要書類を添えて、市長へ申請しなければならない。ただし、日本国政府、独立行政法人又は地方公共団体は申請手続を省略できるものとする。

- (1) 御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度賛同事業登録申請書(様式第4号)
- (2) 誓約書(様式第5号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、プロジェクト制度への登録の可否を決定したときは、御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度賛同事業登録(不登録)決定通知書(様式第6号)により申込事業者に通知するものとする。

(被登録者の変更及び抹消)

第7条 第4条の規定によりプロジェクト制度へ登録された者(以下「被登録者」という。)は、第4条第1項に規定する申請の内容に変更があったときは、御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度登録者変更(抹消)届出書(様式第7号)により、速やかに市長に届け出るものとする。ただし、連絡先及び保護者連絡先に係る事項については、届出書によらない手段による届出を認めるものとする。

2 市長は、前項の規定による届出により、被登録者の登録の内容を変更したときは、御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度登録変更通知書(様式第8号)に、登録の抹消の届出があったときは、御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度登録資格抹消通知書(様式第9号)により当該被登録者に対し通知するものとする。

(賛同事業者の変更及び抹消)

第8条 賛同事業者は、第6条の規定による登録の内容に変更があるとき又は登録の抹消を行うときは、御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度賛同事業登録変更(抹消)届出書(様式第10号)により速やかに市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出により賛同事業者の登録の内容を変更したときは、御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度賛同事業登録変更通知書(様式第 11 号)に、登録の抹消の届出があったときは、御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度賛同事業登録抹消通知書(様式第 12 号)により当該賛同事業に対して通知するものとする。

(台帳の登録等)

第 9 条 市長は、第 4 条第 2 項の規定により、申込者をプロジェクト制度に登録することを決定したときは、御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度登録者台帳(様式第 13 号。以下「登録者台帳」という。)に申込者に係る事項を登録するものとする。

2 市長は、第 6 条第 3 項の規定により、申込事業者をプロジェクト制度に登録することを決定したときは、御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度賛同事業登録者台帳(様式第 14 号。以下「賛同事業登録者台帳」という。)に申込事業者に係る事項を登録するものとする。

(登録の期間等)

第 10 条 プロジェクト制度の登録期間は、前条第 1 項の規定により登録者台帳に登録された者にあつては、登録した日から大学等の卒業年月日又は被登録者から抹消の申出があった日まで、前条第 2 項の規定により賛同事業登録者台帳に登録された者にあつては、賛同事業登録者から抹消の申出があった日までとする。

(登録台帳の活用)

第 11 条 市長は、次に掲げるときに登録者台帳及び賛同事業登録者台帳(以下「登録台帳」という。)を活用するものとする。

(1) 被登録者と賛同事業登録者の就職に関するマッチング事業を実施するとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(登録台帳の管理)

第 12 条 市長は、登録台帳を御前崎市個人情報保護条例(平成 17 年御前崎市条例第 2 号)に基づき厳重に管理しなければならない。

2 市長は、登録台帳を前条各号に掲げる活用以外の目的で使用又は提供してはならない。ただし、被登録者本人及び賛同事業登録者の同意があるときは、この限りでない。

(不正な手段による登録の抹消)

第 13 条 市長は、被登録者及び賛同事業登録者に不正な手段により登録があつたと認めるときは登録を抹消し、被登録者については御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度登録資格抹消通知書を通知し、賛同事業登録者については御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度賛同事業登録抹消通知書を通知するものとする。

(その他)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第4条及び第6条に規定する登録決定通知書により登録の決定を受けた者については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号(第4条関係)

御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度対象者登録申請書
[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度対象者登録決定通知書
[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度対象者不登録決定通知書
[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度賛同事業者登録申請書
[別紙参照]

様式第5号(第6条関係)

誓約書
[別紙参照]

様式第6号(第6条関係)

御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度賛同事業者登録(不登録)決定通知書
[別紙参照]

様式第7号(第7条関係)

御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度対象者登録変更(抹消)届出書
[別紙参照]

様式第 8 号(第 7 条関係)

御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度対象者登録変更通知書
[別紙参照]

様式第 9 号(第 7 条、第 13 条関係)

御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度対象者登録抹消通知書
[別紙参照]

様式第 10 号(第 8 条関係)

御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度賛同事業者登録変更(抹消)届出書
[別紙参照]

様式第 11 号(第 8 条関係)

御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度賛同事業者登録変更通知書
[別紙参照]

様式第 12 号(第 8 条、第 13 条関係)

御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度賛同事業者登録抹消通知書
[別紙参照]

様式第 13 号(第 9 条関係)

御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度登録者台帳
[別紙参照]

様式第 14 号(第 9 条関係)

御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度賛同事業者登録台帳
[別紙参照]

様式第1号(第4条関係)

御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度対象者登録申請書

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 住所
氏名

私は、将来、御前崎市へ戻り、この地域で働く意向があるため、御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度への登録を次のとおり申請します。

なお、対象者資格確認のため、申請者及び同一世帯の市税等の納付状況を調査することに同意します。

申請者	氏名(フリガナ)	
	生 年 月 日	年 月 日
	連 絡 先	TEL
		Eメール
	進学後の住所	〒
	高校卒業年月	年 月
	保護者氏名	
	保護者住所	〒
保護者連絡先	TEL	
	Eメール	
進学先	名 称	
	学部及び専攻等	
	所 在 地	
	入 学 年 月 日	年 月 日
	卒業予定年月日	年 月 日
添付書類	1 住民票の写し 2 進学先の入学又は予定を証明する書類の写し 3 その他市長が必要と認める書類	

様式第2号(第4条関係)

御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度対象者登録決定通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



年 月 日付けで申請のあった御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度の対象者として、下記のとおり登録することを決定したので通知します。

記

登録番号	
対象期間	年 月から 年 月まで

<登録内容>

申請者	氏名(フリガナ)		
	生 年 月 日	年 月 日	
	連 絡 先	TEL	
		Eメール	
	進学後の住所	〒	
	高校卒業年月	年 月	
	保護者氏名		
	保護者住所	〒	
保護者連絡先	TEL		
	Eメール		
進学先	名 称		
	学部及び専攻等		
	所 在 地		
	入 学 年 月 日	年 月 日	
	卒業予定年月日	年 月 日	

※この通知書は大切に保管してください。変更が生じた場合には、速やかに届け出てください。

様式第3号(第4条関係)

御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度対象者不登録決定通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



年 月 日付で申請のあった御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度の対象者として、下記のとおり登録しないことを決定したので通知します。

記

登録しないことを決定した理由

様式第4号(第6条関係)

御前崎市リターン就職応援プロジェクト賛同事業者登録申請書

年 月 日

御前崎市長 様

住所又は所在地
申請者 氏名又は団体名
代表者氏名

次のとおり賛同事業者の登録を申請します。

事業者名	
本店所在地	
事業所 所在地	
T E L	
F A X	
Eメール	
業 種	
事業内容	
ウェブページ U R L	
備 考	

※上記登録内容の確認ができる書類を添付してください。

様式第 5 号(第 6 条関係)

誓 約 書

「御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度」の趣旨に賛同し、当プロジェクトに参加するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

- ・積極的なインターンシップの実施と受け入れに取り組みます。
- ・御前崎市の若者の積極的な雇用に取り組みます。
- ・御前崎市が主催する合同企業ガイダンスや企業説明会などへ積極的に参加します。
- ・申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が御前崎市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に一切参画していません。

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は団体名

代表者氏名

㊞

様式第6号(第6条関係)

御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度賛同事業者登録(不登録)決定通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



年 月 日付けで申請のあった御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度賛同事業者登録については、下記のとおり登録する(登録しない)ことを決定したので通知します。

記

1 事業者登録日 年 月 日

(登録しないことに決定した理由)

様式第7号(第7条関係)

御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度対象者登録変更(抹消)届出書

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号により通知のあった御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度対象者登録について、次のとおり届け出ます。

<変更の場合>

	変更前	変更後
氏名(フリガナ)		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
連 絡 先	TEL	TEL
	Eメール	Eメール
進学後の住所	〒	〒
高校卒業年月	年 月	年 月
保護者氏名		
保護者住所		
保護者連絡先	TEL	TEL
	Eメール	Eメール
名 称		
学部及び専攻等		
所 在 地		
入 学 年 月 日	年 月 日	年 月 日
卒業予定年月日	年 月 日	年 月 日

※「変更前」については届出事項の全てを、「変更後」については変更ある事項のみを御記入ください。また、変更内容を証明できる書類を添付してください。

<抹消の場合>

抹消年月日	年 月 日
抹消理由	

御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度対象者登録変更通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度対象者登録について、次のとおり変更したので通知します。

<対象者登録変更内容>

申請者	氏名(フリガナ)	
	生年月日	年 月 日
	連絡先	TEL
		Eメール
	進学後の住所	〒
	高校卒業年月	年 月 日
	保護者氏名	
	保護者住所	〒
	保護者連絡先	TEL
Eメール		
進学先	名称	
	学部及び専攻等	
	所在地	
	入学年月日	年 月 日
	卒業予定年月日	年 月 日
変更年月日		年 月 日

様式第9号(第7条、第13条関係)

御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度対象者登録抹消通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度対象者登録について、次のとおり抹消したので通知します。

登録抹消年月日	年 月 日
登録抹消理由	ア. 年 月 日付け御前崎市リターン就職応援プロジェクト 制度対象者登録変更(抹消)届出書による イ. その他()

様式第 10 号(第 8 条関係)

御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度賛同事業者登録変更(抹消)届出書

年 月 日

御前崎市長 様

住所又は所在地
申請者 氏名又は団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号により通知のあった御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度協力事業者登録について、次のとおり届け出ます。

<変更の場合>

	変更前	変更後
事業者名		
本店所在地		
事業所 所在地		
T E L		
F A X		
E メール		
業 種		
事業内容		
ウェブページ U R L		
備 考		

※「変更前」については届出事項の全てを、「変更後」については変更ある事項のみを御記入ください。

<抹消の場合>

登録抹消年月日	年 月 日
抹 消 理 由	

様式第 11 号(第 8 条関係)

御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度賛同事業者登録変更通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



年 月 日付けで提出のあった御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度協力事業者登録変更(抹消)届出書について、受理したので通知します。

<協力事業者登録変更内容>

事業者名	
本店所在地	
事業所 所在地	
T E L	
F A X	
E メール	
業 種	
事業内容	
ウェブページ U R L	
変更日	年 月 日

様式第 12 号(第 8 条、第 13 条関係)

御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度賛同事業者登録抹消通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



年 月 日付けで提出のあった御前崎市リターン就職応援プロジェクト制度賛同事業者登録変更(抹消)届出書について、受理したので通知します。

登録抹消年月日	年 月 日
---------	-------

